平成２６年（フ）第２６７号
新潟市南区神屋379番地１　ドウェル白根Ａ101号、前住所新潟市南区保坂297番地13
債務者　佐藤　美雪
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７１号
新潟市西区青山新町26番地５　青山ヒルズ西棟203号、前住所新潟市西区平島１丁目12番地１　ダイアパレス青山南205号
債務者　石附　　浩
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８２号
新潟市東区松和町５番19号
債務者　栗山久美子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９０号
新潟市中央区弁天橋通１丁目４番５号　モンシャトー102号
債務者　青木　隆二
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９３号
新潟市東区新石山２丁目１番地22
債務者　渡辺　房雄
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０５号
新潟市東区大形本町５丁目６番51号　セジュール飛鳥Ⅱ―103号
債務者　齋藤　和行
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１０号
新潟市中央区花園１丁目１番10号　オルザス新潟407号
債務者　長谷川　大
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７３号
金沢市専光寺町ツ61番地　エスポワールＢ棟203号、従前の住所秋田県仙北市田沢湖生保内字久保10番地、従前々の住所福井市光陽３丁目11番13号
債務者　野尻　千晶
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１２０号
長野市上松１丁目６番10号
債務者　木村　晴美
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
長野市大字鶴賀425番地７　ＮＣＤハイツ七瀬202
債務者　森山　　誠
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
長野県諏訪市大字中洲3831番地
債務者　清水　　誠
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第３３０号
岐阜市長良友瀬64番地　セジュール友瀬Ａ棟205号室
債務者　井村ゐずゑ
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１５１号
三重県津市下弁財町津興1309番地
債務者　長谷部信広
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９５号
三重県名張市つつじが丘北７番町89番地、住民票上の住所奈良県生駒市小平尾町1404番地１　市営住宅31号室
債務者　森本　義仁
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第９９号
三重県伊賀市服部町574番地の１、前住所大阪市平野区平野市町１丁目２番25号　ウインディーコート503号
債務者　三木　　奏
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第４３４号
広島市西区中広町１丁目20番26―305号　第２
債務者　内音坊　仁
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで　広島地方裁判所民事第４部